

国家情報会議特定秘密保護規則

〔令和 8 年 7 月 3 1 日〕
国家情報会議決定

国家情報会議における特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 8 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の特定秘密をいう。以下同じ。）の保護に関し、次のとおり定める。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国家情報会議において特定秘密を適切に保護するために必要な措置を定めるものとする。

（特定秘密管理者）

第 2 条 特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、国家情報局長とする。

（保全教育）

第 3 条 議長及び議員（国家情報会議設置法（令和 8 年法律第 2 8 号）第 6 条第 4 項の規定により議員の職務を代行する副大臣（内閣官房副長官を含む。以下この項において同じ。）を含む。次項及び第 3 項において同じ。）に対する保全教育は、内閣官房又は当該議員である国務大臣（同項の規定により副大臣が議員の職務を代行する場合にあっては当該副大臣）の所属する行政機関において行うものとする。

2 特定秘密管理者は、議長及び議員の保全教育の受講の状況を確認するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、特定秘密の保護のため必要があると認められたときは、特定秘密管理者は、議長及び議員に対し、同項の保全教育を行うものとする。

（特定秘密の指定）

第 4 条 特定秘密の指定は、会議の議を経て行う。

2 特定秘密管理者は、特定秘密の指定がなされたときは、特定秘密指定管理簿（特定秘密の保護に関する法律施行令（平成 2 6 年政令第 3 3 6 号。以下「令」という。）第 3 条に規定する特定秘密指定管理簿をいう。）に必要な事項を記載し、又は記録するものとする。

3 法第 3 条第 2 項第 2 号に規定する通知（令第 1 6 条第 1 号に掲げる措置を含む。）は、特定秘密である情報について、指定の整理番号、指定をした年月日、指定に係る特定秘密の概要、当該特定秘密の保護に関する業務を管理

する特定秘密管理者の官職、指定の有効期間及び当該指定の有効期間が満了する年月日を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録により行うものとする。

- 4 前3項に規定するもののほか、特定秘密の指定に関し必要な事務は、特定秘密管理者が行う。

(指定の有効期間の延長)

第5条 特定秘密の指定の有効期間の延長については、会議の議を経るものとする。

- 2 特定秘密の指定の有効期間の延長に伴う通知は、当該指定の有効期間が延長された旨、当該指定の有効期間の延長に係る特定秘密の指定の整理番号、指定の有効期間を延長した年月日、指定に係る特定秘密の概要、当該特定秘密の保護に関する業務を管理する特定秘密管理者の官職、延長後の指定の有効期間及び延長後の当該指定の有効期間が満了する年月日を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録により行うものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、国家情報会議又は他の行政機関の長による特定秘密の指定の有効期間の延長に関して必要な事務は、特定秘密管理者が行う。

(指定の理由の点検)

第6条 特定秘密管理者は、特定秘密の指定の理由の点検を年1回以上行うものとし、点検年月日、点検実施担当者の官職・氏名、点検結果その他の事項を指定理由点検記録簿に記載し、又は記録しておくものとする。

- 2 特定秘密管理者は、前項の点検の結果、特定秘密として指定された情報が法第3条第1項に規定する要件を満たしていないと認めたときは、国家情報会議に報告するものとする。

- 3 前項の報告があったときの特定秘密としての指定の解除については、会議の議を経るものとする。

(指定の有効期間の満了・指定の解除に伴う措置)

第7条 特定秘密の指定の有効期間の満了に伴う通知は、当該指定の有効期間が満了した旨、当該指定の有効期間の満了に係る特定秘密の指定の整理番号及び指定に係る特定秘密の概要を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録により行うものとする。

- 2 特定秘密の指定の解除に伴う通知は、当該指定が解除された旨、当該指定の解除に係る特定秘密の指定の整理番号、指定に係る特定秘密の概要及び指定の解除の年月日を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録により行うものとする。

- 3 前2項に規定するもののほか、国家情報会議又は他の行政機関の長による

特定秘密の指定の有効期間の満了及び指定の解除に伴い必要な事務は、特定秘密管理者が行う。

（参加者の確認）

第 8 条 会議において特定秘密に該当する情報を取り扱うときは、特定秘密管理者は、会議に参加する全ての者が当該特定秘密の取扱いの業務を行うことができるものであることをあらかじめ確認するものとする。

（立入制限・機器持ち込み制限）

第 9 条 会議において特定秘密に該当する情報を取り扱うときは、当該特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者以外の者が会議室に立ち入り、又は会議室に携帯型情報通信・記録機器（携帯電話、スマートフォン、ハンディスキャナ、写真機、録音機、ビデオカメラその他の通話、情報通信、録音、録画等の機能を有する携帯型の機器をいう。以下この条において同じ。）が持ち込まれることのないよう、国家情報局の職員の配置その他の必要な措置をとるものとする。ただし、会議の議事を進める上で必要となる携帯型情報通信・記録機器であって、特定秘密管理者が特定秘密を保護する上で支障がないと認めたものを除く。

（提供に係る協議）

第 10 条 法第 6 条第 1 項の規定による他の行政機関への特定秘密の提供及び同条第 2 項に規定する協議については、会議の議を経て行うものとする。

（提供）

第 11 条 法第 6 条第 1 項の規定による他の行政機関に対する特定秘密の提供は、会議において交付又は伝達されるものを除き、国家情報局が当該他の行政機関に特定秘密に該当する情報を記録する文書、図画、電磁的記録若しくは物件又は当該情報を化体する物件（以下「特定秘密文書等」という。）を交付し、又は特定秘密を伝達することにより行うものとする。

（受領）

第 12 条 法第 6 条第 1 項の規定による他の行政機関から国家情報会議への特定秘密の提供は、会議において交付又は伝達されるものを除き、国家情報局が特定秘密文書等の交付を受け、又は特定秘密を伝達されることにより行うものとする。

（作成等の事務）

第 13 条 前 2 条に規定するもののほか、特定秘密文書等の作成その他の国家情報会議における特定秘密に該当する情報の取扱いに関し必要な事務は、国家情報局が行うものとする。

（通報窓口）

第 14 条 特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が

法、令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成２６年１０月１４日閣議決定）（以下この条において「特定秘密保護法等」という。）に従って行われていないと思料する場合に行う通報（特定秘密の漏えいその他の特定秘密保護法等及びこの規則等の関連規程に違反する行為に関する通報を含む。）を受け付け、処理するための窓口は、国家情報局とする。

（事務の処理）

第１５条 この規則に規定するもののほか、特定秘密指定管理簿等の様式その他の国家情報会議における特定秘密の保護に関し必要な事項は、内閣官房における特定秘密の保護に関する規則によるものとし、国家情報会議における特定秘密の保護に関する事務は、国家情報局が行うものとする。

２ 第４条第３項、第５条第２項、第７条第１項及び第２項並びに第１０条に規定する通知又は協議その他の文書の処理については、極めて重要なものを除き、特定秘密管理者が専決処理することができる。

（補則）

第１６条 この規則の実施に際し必要な細部の事項は、特定秘密管理者が定めるものとする。

２ この規則の定めにより難い特別の事情があるときは、議長は、会議の議を経て、特別の措置を講じることができる。

附 則

この規則は、令和８年７月３１日から実施する。